

社会福祉法人飛騨市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

施行 平成16年 3月 1日

改正 平成18年 4月27日

改正 平成29年 6月16日

改正 令和 4年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35に基づき、社会福祉法人飛騨市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等とは、社会福祉法人飛騨市社会福祉協議会定款第17条に定める役員、第6条に定める評議員、第7条に定める評議員選任・解任委員会の委員並びに会議等への出席など会長が事業の一部を依頼した者をいう。

(2) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける報酬、職務の遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の費用をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。ただし、役員等本人から辞退の申し出があったときは、報酬を支給しないことができる。

(旅費の支給)

第4条 旅費の支給は、社会福祉法人飛騨市社会福祉協議会職員等の旅費支給規程に従い支給する。

(費用の弁償)

第5条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、その都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の申し出により本人の指定する本人又は法人並びに団体名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(委任)

第9条 この規程に定めのないものについて必要のある場合は、会長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人飛騨市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償並びに旅費に関する規程（平成16年3月1日施行）は、社会福祉法人飛騨市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程と改称する。
- 3 社会福祉法人飛騨市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償並びに旅費に関する規程細則（平成16年3月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役職等	職務内容等	金額	備考
会長	会長の業務	月額 48,000円	
会長以外の理事	理事会に出席	日額 6,000円	4時間以内の場合は半額
監事	理事会、評議員会、その他職務に付随する会議等に出席	日額 6,000円	4時間以内の場合は半額
	監事監査の実施	日額 12,000円	4時間以内の場合は半額
評議員	評議員会に出席	日額 6,000円	4時間以内の場合は半額
評議員選任・解任委員会の委員	評議員選任・解任委員会に出席	日額 6,000円	4時間以内の場合は半額
事業の一部を依頼した者	会議等に出席	日額 6,000円	4時間以内の場合は半額
	上記以外の業務	別に定める	